

一般社団法人日本歯科麻酔学会 会員証規則

令和2年1月23日制定

令和2年1月23日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下本学会という）が発行する会員証に関する事項を定める。

第2章 会員証の発行

(会員証の発行範囲)

第2条 会員証は、本学会の正会員、名誉会員、功勞会員、学生会員に発行する。

(会員証の貸与)

第3条 会員証の所有権は本学会に帰属する。

2 本学会は、会員本人に対し会員証を貸与するものとする。

3 会員証条には、会員氏名、会員番号等の会員証情報が表記されている。表記されている会員本人以外の会員証の使用を禁じる。

(会員証の発行時期)

第4条 会員証は、理事会において会員資格を得た会員に次の通り発行する。

会員資格取得の時期	発行時期
前年12月1日から5月31日まで	7月頃発行
6月1日から11月30日まで	翌年1月頃発行

第3章 会員証の運用管理

(会員の責任)

第5条 会員証は会員が責任をもって保管する義務を負う。会員は会員証を第三者に譲渡、貸与あるいは担保に供してはならない。本責任は会員証の受領をもって発生する。

2 会員は本学会学術集会等への参加の際、会員本人確認・認証のため、必ず会員証を携行し、必要に応じ提示を行うものとする。

(会員証の再発行)

第6条 本学会は、会員証の紛失、盗難、破損などにより再発行の要請があった場合、合理的な理由があると認められる場合には、会員証を再発行するものとする。

- 2 会員証の再発行にあたっては、会員が本学会所定の様式により、再発行申請書を提出し、所定の再発行手数料 3,000 円を支払うものとする。
- 3 会員が改姓・改名し、改姓・改名後の会員証の発行を希望する場合は、改姓・改名後の会員証を発行するものとする。この場合、旧姓・旧名の会員証の返却により再発行手数料を免除する。

(会員証の返却)

第7条 会員資格を失効した場合、会員は速やかに会員証を学会に返却しなければならない。また会員証の返却が無い場合においても会員資格は失効する。

第4章 補 則

(改廃)

この規則を変更し、または廃止しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。